

議第 137 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡する。

- 1 所 在 地 呉市阿賀南 9 丁目 30 番 26 号
- 2 種別及び数量 建物 1 棟
- 3 譲渡の相手方 呉市阿賀南 9 丁目 30 番 26 号
冠崎自治会
代表者 山岡 秀幸

(提案理由)

旧吳市冠崎集会所の建物を無償譲渡するため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この案を提出する。